# 長崎県災害ボランティア連絡会設置要綱

### (設置目的)

第1条 災害時における被災者救援のためのボランティア(以下「災害ボランティア」という。)の普及啓発及び人材育成並びに市町災害ボランティアセンターの支援を行うとともに関係団体間の連携を促進することを目的として、長崎県災害ボランティア連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

#### (事業)

- 第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業等を行う。
  - (1) 県民に対する災害ボランティアの普及啓発
  - (2) 災害ボランティアに関する研修・訓練の実施
  - (3) 災害ボランティアセンターに対する支援活動
  - (4) 災害ボランティア活動を円滑に行うための関係団体間の連携体制づくり
  - (5) 運営委員及び会員情報の管理
  - (6) 構成団体及び会員への災害ボランティアに関する情報提供
  - (7) その他災害ボランティアに関して連絡会で対応すべき事務

#### (構成)

- 第3条 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 構成団体

構成団体とは、前条に掲げる事業等の実施について連携、協働する別表の団体をいう。構成団体は、別紙により運営委員を推薦する。推薦された運営委員は、運営委員会に出席し、前条に掲げる事業等に関する事項を決議する。

# (2) 会員

連絡会に入会した個人及び団体をいう。会員は平常時から災害ボランティアに必要な知識及び技術の習得に努め、災害時には積極的に災害ボランティア活動に参加、協力するものとする。また、会員は、事務局から事業年度ごとに登録情報の変更の有無の確認を求められたときは、これに協力するものとする。

- 2 新たに別表の構成団体となった団体は、速やかに運営委員を推薦するものとする。 また、退職、人事異動等により運営委員に変更が生じた場合も、速やかに後任を推 薦するものとする。
- 3 運営委員会の決議により構成団体でなくなった団体に所属する運営委員は、決議のあった日の翌日にその地位を失うものとする。
- 4 会員に関する事項は、別に定める。

#### (役員)

- 第4条 連絡会に会長1人、副会長1人を置き、運営委員の互選により選出する。
- 2 会長は、連絡会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、その業務を分担執行する。ただし、会長に事故があると き又は会長が欠けたときは、その業務に係る職務を代行する。
- 4 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 5 任期満了により退任となった場合は、後任者が選出されるまでの間は役員として の権利義務を有する。
- 6 退職や人事異動に伴い辞任となった場合は、欠員とし速やかに後任者を選任する。 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営委員会)

- 第5条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 運営委員会の議事進行は、会長が担う。
- 3 運営委員会では、次の各号に規定する事項を決議する。
  - (1) 事業計画及び予算の承認
  - (2) 事業報告及び決算の承認
  - (3)役員の選任及び解任
  - (4) 構成団体の変更
  - (5) 作業部会の設置
  - (6)要綱等の変更
  - (7)解散
  - (8) その他連絡会の運営上必要な事項
- 4 運営委員会の決議は運営委員の過半数が出席し、出席した運営委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長が決する。
- 5 第4項の規定にかかわらず、運営委員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、運営委員会の議決があったものとみなす。
- 6 会長は、必要に応じて会員をはじめ運営委員以外の者に運営委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (作業部会)

- 第6条 作業部会は運営委員会から依頼のあった事項について協議し、その結果を運営委員会に報告する。
- 2 作業部会は連絡会構成団体の実務を担当する職員又は有識者等をもって構成し、 その委員は、会長が委嘱する。
- 3 作業部会は、運営委員会の依頼のあった事項を完了した時に解散する。

## (事務局)

- 第7条 連絡会の事務局を社会福祉法人長崎県社会福祉協議会に置く。
- 2 事務局は、第2条に掲げる事業等の実施及び連絡会の運営に伴う各種事務処理に関する業務を担うものとする。

# (経費)

第8条 連絡会の活動に必要な経費は、公益財団法人県民ボランティア振興基金 (以下「基金」という。)からの交付金及びその他の収入をもって充てる。

#### (事業年度)

第9条 連絡会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に

# 定める。

附 則 この要綱は、平成18年9月5日から施行する。 附 則 この要綱は、平成19年3月2日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。 附 則 この要綱は、平成29年1月20日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年2月28日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年2月8日から施行する。

# 別表(第3条第1項第1号関係) 長崎県災害ボランティア連絡会構成団体

1	特定非営利活動法人島原ボランティア協議会
2	長崎県共同募金会
3	長崎県市町社会福祉協議会連絡協議会
4	長崎県社会福祉協議会
5	長崎県生活協同組合連合会
6	長崎県民生委員児童委員協議会
7	(公社)日本青年会議所九州地区長崎ブロック協議会
8	日本赤十字社長崎県支部
9	日本労働組合総連合会長崎県連合会
10	佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会
11	日本防災士会長崎県支部
12	長崎県(県民生活環境課)
13	(公財) 県民ボランティア振興基金
14	県民ボランティア活動支援センター
15	ライオンズクラブ国際協会337-C地区

		_	
令和	<del>/-</del>		
	<b>7</b>		
13 4.0		л	

長崎県災害ボランティア連絡会会長 様

③運営委員の所属・役職名:

構成団体名	 
団体代表者職氏名_	

# 長崎県災害ボランティア連絡会 運営委員推薦届

長崎県災害ボランティア連絡会運営委員について、以下の者を推薦します。

運営委員氏名
①連絡先
住所:〒 - 電話番号: - - - 携帯電話等緊急時に連絡がとれる電話番号: - - - - メールアドレス1 (通常時): 資料等送信先
@
メールアドレス2 (緊急時に連絡がとれるアドレス):携帯電話等
@
②書類等送付先(①と同じ場合は記入不要)
住所:〒 - 電話番号: - - -